

## 『小規模多機能 こまごめ』サービス利用案内、Q/A

社会福祉法人 泉湧く家 小規模多機能こまごめ

住所：豊島区駒込6-19-6

電話：03-5961-1800 FAX:03-5961-1805

担当：町田、福田、宮長

### Q:小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能」とは・・・？

お年寄りが住み慣れた地域で、在宅生活が継続できるように総合的に介護サービスを提供できる介護事業所です。年中無休で365日サービスを受ける事が出来ます。

「通い(デイサービスと同じようですが違いがあります)」を中心に、ご利用者の状態に応じて「訪問ヘルパー」や「泊り(ショートステイと同様に)」サービスを柔軟に組み合わせて提供します。

(基本的なサービスに関しては、ケアプランに基づいて対応することになります)

豊島区在住の高齢者の方で、要介護1以上の方が利用できます。

小規模多機能こまごめでは、当面登録定員は12名、通い定員8名、泊まり定員6名でスタートし、近い将来登録定員25名、通い定員15名、泊まり定員6名の施設とする予定です。

### Q:小規模多機能の特長は・・・？

①『同一事業所の職員が、全てのサービスを行うため、馴染みのスタッフにより、様々なサービスが総合的に安心して受けられます。』

⇒サービス内容によって、スタッフが変わる事はありません。小規模多機能のスタッフが、全てのサービスの対応を包括的に実施いたします。

②『同一事業所の対応ならではの、柔軟なサービス提供を行います(サービス内容はご相談の上、ケアプランに反映致します)』

⇒「通い」の利用時間は原則としては10時～16時15分になっております。送迎は自宅の玄関までお迎えにあがります。(必要時は、送迎時間の変更もご相談可能です。)

⇒独居(日中独居も含む)の方に関しては、鍵をお預かりして、ご自宅の中までお迎えに伺う事が出来ます

⇒必要時、緊急時は、「通い」の延長(20時迄)や「泊り」利用のご相談をお受けいたします。また、延長利用時の夕食の提供も可能です

③『「宿泊」機能(1日6名まで)を兼ね備えている為、通いなれた場所で安心してご宿泊ができます。』

⇒「通い」と組み合わせることによって、午前中の入退所、午後入退所、および連泊も可能です。予定外の緊急時の宿泊も可能な限りお受け致します。居室は全室個室になっております。(フロアに個室が完備してある為、馴染みの場所で、混乱や不安のないお泊りが出来ます。)

\* 登録者の方のみが「泊まり」サービスを利用されるため、予約が受けやすくなっております。「泊まり」の利用予定は、基本的にケアプランで確認いたします

③ 『緊急時の場合は、夜でも宿直者が電話連絡をお受けし、ご相談に応じます。』

⇒緊急時にご相談頂ける様に、夜間帯には宿直者が電話をお受けいたします。「訪問」の必要性がある場合には、「訪問」を実施いたします。(24 時間ご連絡頂く事が可能です。)

【サービス事例】

**事例1**

高齢のご夫婦2人暮らしです。妻の介護を受けながら、小規模多機能を夫が利用していました。妻が外出中に骨折し、夫の介護も自分の日常生活もままならなくなりました。急遽、妻の利用登録も行き、夫婦二人で泊り利用を中心にサービスを調整しました。妻の骨折が完治後、小規模多機能での日常生活リハビリを経て妻は自宅中心の生活に戻り(毎日の安否確認と服薬管理の訪問、デイサービスによる入浴対応等)、夫は事業所と自宅を行き来しながら、夫婦共にサービスを利用しました。

**事例2**

一人暮らしの方で、日常生活全般に支援が必要なため、毎朝訪問し服薬介助、バイタル(血圧や体温等)測定と安否の確認を行います。

「通い」の時は、迎えの際に寝ていても、更衣を手伝い支度をしてからお出かけします。

通いサービスは入浴や食事のサービスを受け、夕方はお弁当持参で自宅に送り夕食やお茶の準備を済ませます。

「通い」が無く自宅で過ごす日は、一日数回訪問し食事提供、掃除、買い物等身の回りの支援を行い、毎日の見守りある環境で支援中です。

**Q:利用料金はどの程度かかるの？**

A:利用料金は、通い・訪問・宿泊の全てを含んだ1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。利用回数の増減に関係なく、下記の包括料金が発生いたします。

平成27年4月1日～の料金はかきのとおりですが、8月からは所得により2割負担の方も出ます。

介護保険給付サービスの利用者負担分(月額)の包括費用:定額になります)

	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
要介護1	10,320 単位	11,456 円	22,911 円
要介護2	15,167 単位	16,836 円	33,671 円
要介護3	22,062 単位	24,489 円	48,978 円
要介護4	24,350 単位	27,029 円	54,057 円
要介護5	26,849 単位	29,803 円	59,605 円

※ 地域区分は、特別区(1単位=11,10円)になります。

※ 初回登録利用、及び30日を越える入院後の利用再開の場合は、登録日から30日間の間33円(1日30単位)の初期加算が加算されます。

※ 月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化などにより利用予定に変更があった場合でも、料金の変更はありません。

※ 月途中からの登録開始、及び登録解除の場合は、日割り計算を行います。

※ 介護保険の給付に変更があった場合は、変更された額に合わせて、負担額は変更になります。

※ H27年4月の介護報酬改定により、総合マネジメント体制強化加算1ヵ月1110円(1000単位)、訪問体制強化加算1ヵ月1110円(1000単位)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1ヵ月711円(640単位)

また、医師の診断に基づく認知症加算(Ⅰ)1ヵ月888円(800単位)、(Ⅱ)1ヵ月555円(500単位)が加算となります。

※ 看護職員配置加算(Ⅰ)1ヵ月 999円(900単位)が加算となります。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数に、加算率 7.6%を乗じた額を算定します)

※ 上記各単価は、提供したサービスの合算額に対して利用者負担分 1割負担を計算しますので、端数処理に違いが出る場合があります。

## ②介護保険給付外(別途実費)

項目	金額	備考
朝食代/食	320円	
昼食代/食	530円	
おやつ代/回	80円	
夕食代/食	560円	
宿泊費/泊	2,000円	
レクリエーション材料費	500~1,500円	通い回数に準ず
日常生活費	実費	
日常生活費/日	50円	泊まり/泊
(外出、催し物など)	実費	
紙おむつ代/枚	120円	ご希望の場合
リハビリパンツ代/枚	100円	ご希望の場合
パット代/枚	30円	ご希望の場合
洗濯代	1回 100円	ご希望の場合
通院付き添い/30分	750円	
通院送迎費/km	50円	施設車両使用の場合
学習療法費	実費	ご希望の場合

※ 前日の12時までにごキャンセルのご連絡を頂けない場合は、キャンセル料が発生いたします。

※ 「泊まり」予定日に、緊急でご自宅に戻られた場合、20時以降のご帰宅に関しては、宿泊費が発生します。

※ 公共機関を利用した場合の通院の交通費は、付き添い職員の交通費を含めて実費徴収になります。

## Q:自宅にいるときも、小規模こまごめからの配食を受けられると聞きましたが?

A 小規模多機能こまごめを利用される皆さんには、在宅での配食サービスもご利用いただけます。場合によっては、訪問と合わせて、朝食から夕食までをご自宅で召し上がることも可能です。

## Q:小規模サービスを利用中に、他の事業所にも通えるのですか?

A:小規模に登録してサービスをご利用頂いている期間は、通所や宿泊、訪問などのサービスにおいて他の事業所における介護保険を用いたサービスは併用できなくなります。

小規模と併用して、介護保険の1割負担で利用できる居宅サービスとしては下記のサービスになります。その場合の利用限度単位数は、介護度の利用限度額から、小規模の利用単位を差し引いた単位になります。

(小規模と併用できるサービス)

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 福祉用具貸与

小規模に登録中のご利用者は、小規模の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、居宅支援事業所の介護支援専門員の業務も兼ね備えます。

よって、現在、他の居宅支援事業所の介護支援専門員のもと、介護保険サービスを利用されている方が、小規模に登録される場合は、小規模の介護支援専門員に変更になります。

また、小規模の登録を解除した場合は、小規模の介護支援専門員との契約も解除される事になります。

**Q:急な用事で家族が出かけるときなど、お泊りをお願いすることはできるのでしょうか？**

A:毎月の通い、泊まり、訪問の介護計画は、あらかじめご本人やご家族の同意を得て実行しています。ただし、ご質問のような急の用事の場合は、他の利用者の方々の協力を得て泊まりを譲ってもらうよう、施設の側で調整します。そうした急の要件の場合、他の介護保険サービスよりも柔軟な対応が可能なのも、小規模多機能型サービスの特徴です。

**Q:軽い認知症で、しかも介護保険サービスを利用したことがありません。本人は、デイサービスに通うことも嫌がっています。こんな母ですが、小規模多機能が利用できるでしょうか。**

A:簡単に「できます」とは申しませんが、私たちの経験ではお母さんのような方が、最初はボランティアに来ていたつもりで利用し、やがてしっかり利用者になった方がいます。

つまり、小規模の「通い」には、デイサービスのように「3 時間以上 5 時間未満」～「7 時間以上 9 時間未満」のような報酬と連動した「そこに居なければならぬ」制限がありません。短時間の利用から徐々に慣れていく柔軟な対応から入っていくことも可能だからです。

**Q:可能な限り自宅で暮らし、最後は小規模多機能を利用して自宅や小規模こまごめで援助してもらいたいのですが。**

A:最近の調査でも、6 割以上の高齢者の方が自宅で人生を終えたいと願っています。私たちの法人は、ご家族や医療スタッフの方々との協力で、こうした願いに応えられるよう努力してきました。

現に、法人の小規模多機能では、ぎりぎりまで自宅と施設を行き来して、最後の数日間を施設で家族も来ていただいて過ごしながら、ターミナルケアをさせていただきました。こうした先進的な全国の努力が認められ、小規模多機能型サービスでも今年 4 月から「看取り加算」として制度化されました。

この様な看取りの対応、身体機能の低下した方にも対応できるよう、小規模多機能こまごめでは一般浴槽と共に、機械浴槽を設備しました。

「この街に暮し、この町に生きる。人として当たり前の暮らしができる介護」を目指している私たちは、住み慣れた町で人生を全うするのも、「その人らしく生きる」大切な条件であると考えています。

**◎ご質問やご相談がございましたら、いつでも職員にお声掛けください。**

**《メモ欄》**